

2. 子どもの教育支援

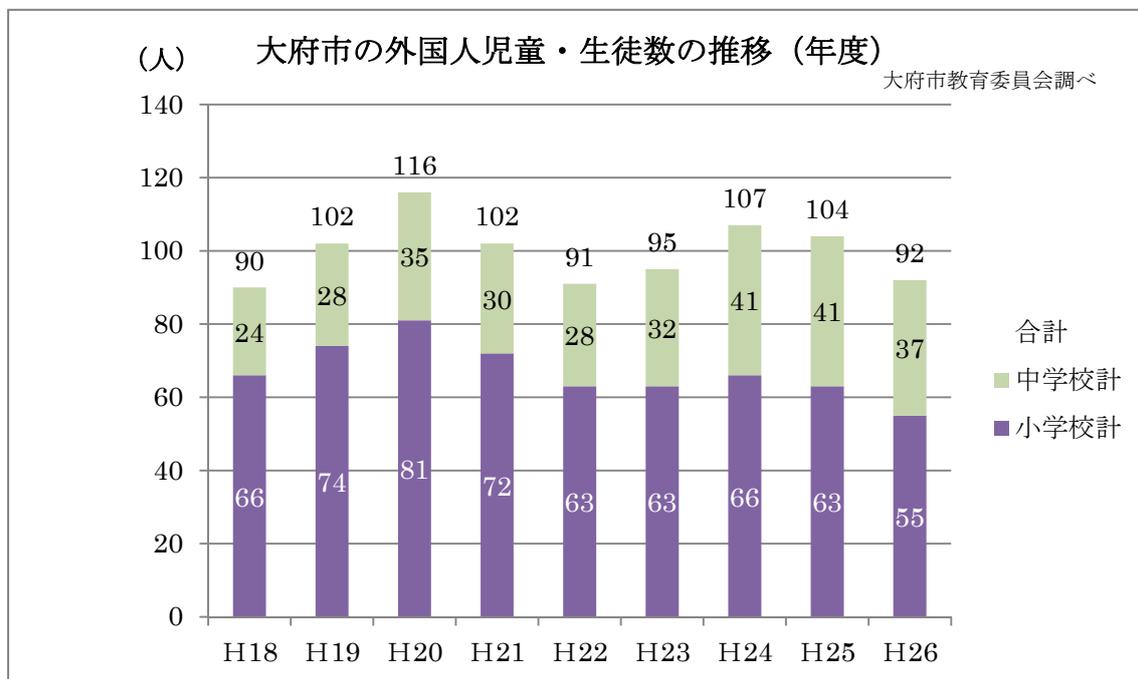
次世代を担う子どもたちには、国籍や母語*を問わず十分な教育が受けられる環境を提供する必要があります。外国籍の子どもたちが日本の公立小中学校への就学を希望する場合は、日本人と同様の無償教育*を受けることができます。

製造業などの事業所が多い本市においては、仕事を求めて来日した外国人市民が定住して家庭を持ち、住み続ける可能性が高いと考えられます。

平成 25 年度学校基本調査*によると中学生の全国平均高校進学率は 98.3%ですが、本市の平成 23 年度から平成 25 年度までの日本語指導が必要な生徒の進学率を調査したところ、全国平均 98.3%より低い 84.2%という結果になりました。日本語指導が必要な生徒の進学しなかった理由として最も多いのは「本人が希望しない」であり、そのほかには「家庭の都合」や「本人の日本語能力の不足」がありました。

本市の小中学校に在籍している外国人児童・生徒*数は 100 人前後で推移しています。

そのうち日本語指導が必要な児童・生徒数は、平成 26 年 5 月現在で 69 人です。多くはポルトガル語を母語としますが、それ以外の言語を母語とする外国人児童・生徒もいます。



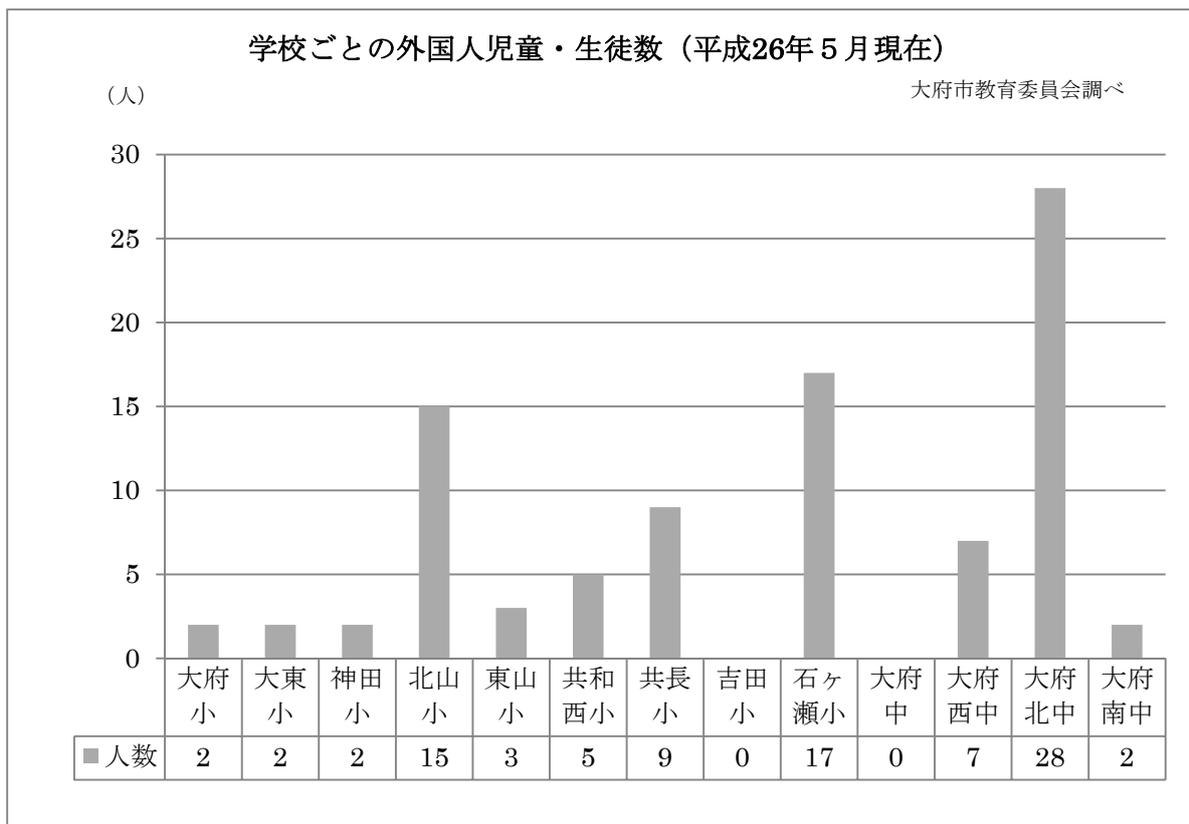
*印の用語は「第 4 章資料 1 用語集」に解説があります。

日本語指導の必要な児童・生徒数（平成26年5月現在：大府市教育委員会調べ）

人 数	ポルトガル語	スペイン語	フィリピン語*	中国語	その他	合 計
小学生	18人 (45%)	7人 (18%)	7人 (18%)	4人 (10%)	4人 (10%)	40人 (100%)
中学生	15人 (52%)	3人 (10%)	3人 (10%)	5人 (17%)	3人 (10%)	29人 (100%)
合 計	33人 (48%)	10人 (14%)	10人 (14%)	9人 (13%)	7人 (10%)	69人 (100%)

※%は小数点以下四捨五入。

本市における外国人児童・生徒は、北山小学校区や共長小学校区、石ヶ瀬小学校区に集住していますが、それ以外は散在しています。同じ市内の学校であっても、外国人児童・生徒の有無や人数によって抱える問題が異なるため、一様な対策を取りにくいと言えます。



*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

(1) 学校に通うための支援

①就学への支援

(ア) 不就学児の就学促進

近隣自治体の調査結果によると、外国籍の子どもたちの中には学齢期でありながらどこにも就学していない不就学児がおり、十分な教育を受けることができないケースがあります。「就学に必要な資金がない。」「日本語が分からない。」「すぐに帰国する。」といった理由があるようです。外国籍の子どもの保護者が、義務教育期の就学援助制度や日本語指導担当教諭の配置された学校があることを知らないために不就学となっていたり、外国人差別があるのではと保護者が不安に思っている可能性があると言えます。永住傾向が強まる中、そのような不就学の子どもたちも日本に住み続けることになると考えられます。

本市では、日本人の子どもたちと同様に外国籍の子どもたちにも就学時健康診断*の案内を送付したり、学齢期の外国籍の子どもが転入した際には市民課窓口にて学校教育課に立ち寄るよう声を掛けています。しかし、短期で帰国する予定だった親子が日本に住み続けることになった場合や外国人学校を途中で辞めてしまった場合などは、把握しきれていないのが現状です。

長期にわたり子どもが不就学状態に置かれぬよう、そのような子どもの家庭を訪問して保護者や子どもに支援制度や学校の様子を伝えて就学を促す必要があります。

(イ) 就学前児を持つ保護者への働きかけ

小学校の入学説明会などでは、通訳を配置して入学までの準備や学校のルールについて知らせています。しかし、日本で育った家族が誰もいない家庭の場合、日本人市民であれば常識である、学校では上靴に履き替えることや通学団などの仕組みを十分に理解できておらず、入学後にさまざまな困難を抱えることがあります。そのため、更に機会を捉えて就学前児*を持つ保護者に対し詳しく説明する必要があります。

②学校で困らないための支援

(ア) 日本語指導担当教諭*の配置

小中学校に日本語指導を必要とする児童・生徒が一定数を越えた場合、愛知県教育委員会より日本語指導担当教諭*が配置されます。平成26年度は本市に5人が配置されました。この教諭が中心となり、対象児のみ別教室で指導する「取出し型授業」や、在籍学級で対象児に付き添う「入り込み型授業」の形で指導や支援を行っています。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

このような教諭の配置がない場合は、既存の体制で対応することになり、複数の教諭が空き時間を工面して「取出し型授業」などを行っています。

外国人児童・生徒の日本語能力は個人差が大きいため、個別に指導計画を作成するなどきめ細かな対応をする必要があります。

(イ) 日本語母語指導員の派遣

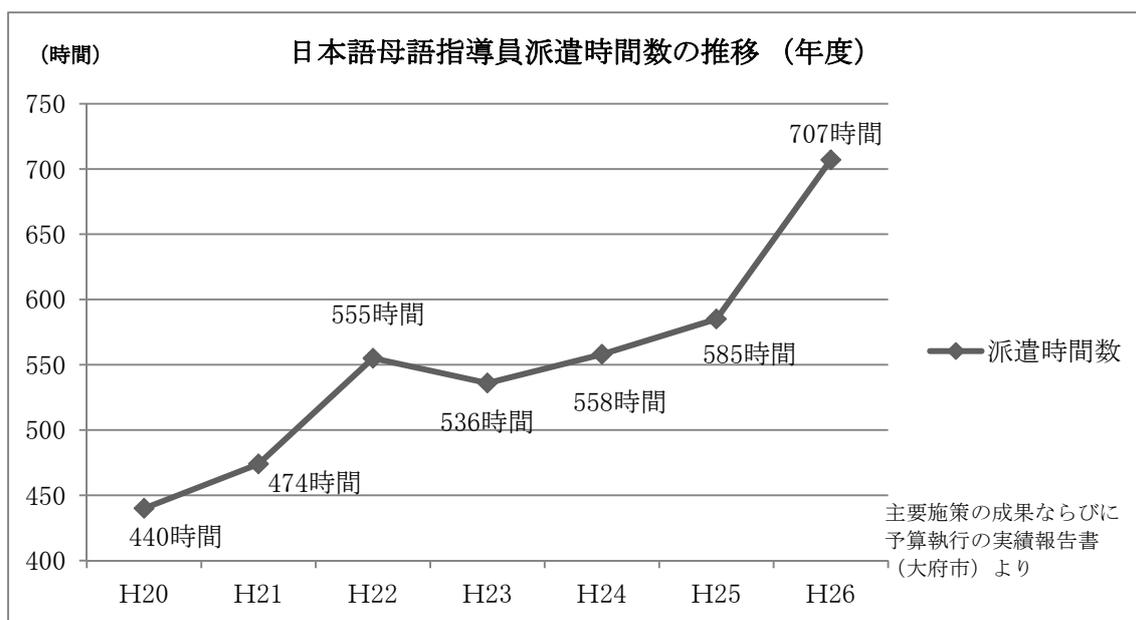
市教育委員会では、日本語と外国語の2か国語を話すことができる日本語母語指導員を学校の要請に応じて派遣しています。日本語母語指導員は、外国人児童・生徒や保護者に母語で学校生活や行事の説明をしたり、担任教諭の家庭訪問に同行するなどしています。

また、家庭以外で母語を使用する機会の少ない外国人児童・生徒に母語を学習する場を提供し、自らの母語やルーツに誇りを持てるよう指導しています。日本語指導担当教諭の配置がない学校では、簡単な日本語を教えることもあります。

このように日本語母語指導員は、外国人児童・生徒とその保護者を支え学校との架け橋となる役割を担っています。しかし、年度の途中で外国人児童・生徒が編入する場合には年度当初に計画した派遣時間数では不足し、十分な対応ができないことがあります。

外国人児童・生徒が安心して通学し自立した社会人を目指して教育を受けるためには、日本語母語指導員の派遣を充実させる必要があります。

加えて、外国人児童・生徒には多国籍化の傾向が見られ、希少な言語を母語とする子どもが入学したり編入したりする場合があります。このような場合でも学校は、速やかにその外国人児童・生徒に対応しなければなりません。希少言語が話せる日本語母語指導員を速やかに確保するためには、大学などの他機関との連携を進める必要があります。



コラム：母語と自己肯定感

日本で育つ外国人児童・生徒は、家庭以外では日本語に囲まれて成長するために母語があまり話せないことがあります。これが原因で日本語が十分に理解できない親とのコミュニケーションがうまくいかなかったり、自らの母語や母国文化を学ぶ機会がなく自分に自信を持ってないケースがあります。

外国人児童・生徒の集住している地域で、家庭以外の場で母語や母国文化を学ぶ場を提供したところ、親との関係が好転したり自分のルーツに誇りを持てるようになった事例がありました。加えて、自分に自信が持てるようになると自主的な学習意欲が高まるなどの相乗効果も報告されています。

(ウ) 学校間の連携

外国人児童・生徒を指導した経験のない学校に外国人児童・生徒の編入があった場合、学校は日本語指導教材や外国人児童・生徒の日本語能力の把握の仕方や、保護者への対応方法などさまざまな情報を集めなければなりません。

学校がこのような情報をスムーズに収集できるようにするために、外国人児童・生徒担当教諭同士が連携し、情報交換のネットワークを構築する必要があります。

コラム：実情に応じた取組

外国人児童の多い北山小学校では、ポルトガル語を話すことができる通常学級特別支援員が常駐しており、外国人児童や保護者と円滑なコミュニケーションができる環境を用意しています。通常学級特別支援員は、保護者からの問合せに回答したり、学校で発生したトラブルを保護者に伝えたりしています。特に児童間のトラブルについては、従来は保護者に日本語で詳しい状況を伝えることが難しく内容を誤解されることもありましたが、ポルトガル語で対応できるようになってからはそうした誤解がなくなり保護者からのクレームが減ってきています。

また、一般的に日常会話で使う生活言語の習得は2～3年、学習言語*の習得は5年以上かかるとされており、外国人児童・生徒は日本人生徒より学習が遅れがちになります。このため、外国人生徒が多い大府北中学校では、長期休暇中に日本語指導の必要な生徒向けの各教科の補習授業を行っています。

そのほかの学校においても、学校が一体となって外国人児童・生徒に支援を行っています。例えば、学習内容は理解できているが漢字が読めないために定期テストなどを受けることが難しい生徒のためにふりがなを付ける支援や、別室で教諭が説明をしながらテストを受けさせる支援などを行っています。ほかにも専用の教室がない中で「取出し型授業」をする際に会議室や図書室などを利用するなど、各学校は実情に応じた取組を行うことで、できる限りの支援を行っています。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

◇施策

施策名	事業内容（☆は新規事業）
①就学への支援 子どもたちが義務教育を受けられるように支援します。	就学時健康診断案内の送付と就学確認（ア） 案内の送付と未受診者の就学確認を行います。 ☆不就学児家庭訪問（ア） 通訳者や学校関係者とともに家庭訪問をします。 ☆就学前児を持つ保護者へ説明機会や情報の提供（イ） 学校生活に関する詳しい説明を受ける機会や、詳細な情報を提供します。
②学校で困らないための支援 安心して学校生活を送れるように支援します。	日本語指導担当教諭配置の充実（ア） 日本語指導担当教諭の配置を充実するよう愛知県に働きかけていきます。 日本語母語指導員の充実（イ） 指導員の派遣を充実させます。 「学校便り」などの多言語翻訳（イ） 児童・生徒やその保護者へ渡す「学校便り」などを翻訳します。 ☆他機関との連携（イ） 支援のための人材情報を得るために大学などの機関と連携します。 ☆外国人児童・生徒担当教諭ネットワーク（ウ） 情報交換や研修のできるネットワークをつくります。

（２）外国人児童・生徒が将来自立するための支援

①将来に夢を持つための支援

（ア）外国人児童・生徒への将来像の提供

中学校では、日本人生徒と同様に外国人生徒にも進学や就職の進路指導をしています。しかし、外国人生徒の中には、保護者とは異なる職業について詳しく知らなかったり、好きな職業やなりたい職業に就くことを最初から諦めるなど、多様な将来像を描きにくい子どももいると思われまます。

日本で学び育ち、さまざまな分野で活躍している外国人市民のロールモデル*を知る機会を提供することで、外国人生徒本人の将来への展望や進学への意欲を高める必要があります。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

(イ) NPOなどの民間団体による学習支援

言葉の壁による学習の遅れへの支援として、さまざまな場で民間団体による学習支援が行われています。

本市では、NPO団体が外国人児童・生徒の集住している地区で中学生向け学習支援教室を開催しています。日本人や外国人の学生ボランティアが中心となり、勉強だけでなく仕事や将来についても気軽に話せる場として外国人市民の信頼を集めています。

また、外国人児童・生徒限定ではありませんが、シルバー人材センターの「シルバー寺子屋」では、教職員OBが子どもたちに家庭的な雰囲気の中で学習習慣を身に付けられるように家庭学習のサポートをしています。

このような情報を収集し、外国人児童・生徒や保護者に提供するとともに、民間団体と協働した外国人児童向けの学習支援教室の在り方を検討していく必要があります。

加えて、NPOなどの民間団体による学習支援事業が継続的かつ安定的に実施されるよう支援していく必要があります。

②高校進学への支援

(ア) 高校進学につながる保護者への働きかけ

外国人児童・生徒の保護者の中には、高校進学の仕組みを理解していない人もいます。そのため、中学校では進学説明会に通訳を配置するだけでなく、外国人生徒の保護者向けの進学説明会を実施することもあります。

外国人生徒は、私立高校や専修学校に進学することが多いため、公立高校等へ進学する生徒と比較して教育費が高額になる傾向にあります。外国人児童・生徒の保護者には、子どもが小学生のうちから高校進学の仕組みや費用などの情報を伝えて、早い段階から経済的な準備をするよう呼び掛ける必要があります。

コラム：保護者の地域とのつながりと、外国人児童・生徒の教育・進学

子どもを大学へ進学させた外国人市民に進学についてどのように情報を得たか質問すると、「日本人保護者から教えてもらった。」との回答がありました。その際の日本人保護者との接点はPTAや子ども会などの役員だったそうです。したがって、外国人市民の地域活動や地域とのつながりは、外国人児童・生徒の教育や進学にも影響を及ぼす重要な要素であると考えられます。

◇施策

施策名	事業内容（☆は新規事業）
<p>①将来に夢を持つための支援</p> <p>多様な将来像を描けるように支援します。</p>	<p>☆ロールモデルの情報収集と提供（ア） さまざまな職業についての外国人市民を紹介します。</p> <p>☆外国人児童向け学習支援教室の検討（イ） 外国人児童を対象とした学習支援について検討します。</p> <p>☆多様な学習の場の情報提供（イ） 学習支援情報を外国人児童・生徒に提供します。</p> <p>☆NPOなどへの情報提供（イ） 学習支援活動に資する情報を提供します。</p>
<p>②高校進学への支援</p> <p>進学の夢を実現するために支援します。</p>	<p>☆進学の仕組みなどの情報提供（ア） 保育園や小学校などに通っている外国人児童の保護者に、日本の進学の仕組みについて情報提供します。</p>